

外国口座税務コンプライアンス法に係る同意

私は、税務上の米国人（米国市民（米国籍保有者）および米国居住者）に該当しません。

米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）および関連する日米当局声明により、お客様が税務上の米国人（米国市民（米国籍保有者）または米国居住者）に該当するか否かを確認し、該当する場合、お客様の情報を米国内国歳入庁へ報告することが金融庁および国税庁より要請されています。

このため、税務上の米国人（米国市民（米国籍保有者）および米国居住者）に該当する場合、本アプリから口座開設のお申込みをいただくことはできません。

以 上